

記入例

雇用保険被保険者手帳交付に係る申告書

この申告書は、あなたが雇用保険法の「日雇労働者」に該当するか確認するために就労状況等をお聞きするものですので、正直にお答えください。
なお、内容に偽りがあった場合は、不正受給として以下のような重い処分がされる場合があります。

- ❖ その月とその月の翌月から3か月間、給付金は受けられません。
- ❖ 不正に受けた額の3倍の金額を安定所に返してもらいます。（例えば、30万円を不正に受給した場合、最大90万円に利息（延滞金）をつけて返してもらいます。）
- ❖ 返せない場合は、法律に基づき、財産（銀行の貯金、車など）を差し押さえるなど強制的な措置を執ります。
- ❖ 安定所は警察に相談します。詐欺罪になることもあります。

- ① いつから、どの事業所でどんな仕事をしていますか（仕事をする事となっていてますか）。

いつから (直近で就労した日付 月 日)
事業所名 (直近で就労した会社名)
どんな仕事 (運転手)

- ② 契約期間はいつからいつまでとなっていますか。また、一か月に概ね何日くらい就労していますか。

いつから (直近で就労した日 月 日) いつまで (~~月 日~~)
一か月の就労日数 (17 日くらい)

- ③ 給与（日給等）はいくらで支払日はいつですか。また、賞与や通勤手当などはありますか。

給与 (月額 日額 円) 支払日 ()
賞与 (あり なし) 通勤手当 (あり なし)

上記のとおり申告します。

品川公共職業安定所長 殿

令和 年 月 日

氏名 _____ 印

雇用保険被保険者手帳交付確認書

日雇労働求職者給付金は、日雇で働くあなたが失業した（アブレた）場合に、日雇労働求職者給付金（以下「日雇給付金」といいます）を支給して、生活の安定を図るものです。

この確認書は、雇用保険被保険者手帳を交付するに当たって、①日雇給付金の支給を受けることができる日雇労働者であるかを確認する、②日雇給付金の支給を受けるに当たって守っていただきたい事項を理解してもらう、ために使用するものですので、正直にお答えください。

- 1 以下に該当する場合は、該当する項目に印（☑）をしてください。なお、いずれかでも該当しない項目がある場合は、雇用保険という日雇労働者にならない又はそもそも雇用保険の適用除外であるため、雇用保険被保険者手帳の交付ができません。
 - ☑ 私は、日々又は30日以内の雇用期間を定めて雇用される労働者であり、同一の事業主に継続して雇用される見込みはありません。
 - ☑ 私は、事業主、一人親方、車持ち運転主等の請負者ではありません。
 - ☑ 私は、日雇労働のほかに従業員として雇用される、役員に就任する等、別の仕事を持っていません。

- 2 日雇給付金を受給するに当たっては以下のことを必ず守ってください。守ることができる場合には該当する項目に印（☑）をしてください。なお、いずれかでも守ることができない項目がある場合は、日雇給付金を適切に支給することができない可能性がありますので、雇用保険被保険者手帳の交付を保留させていただきます。
 - ☑ 受給当日、就労することになった場合は速やかに受給手続をした公共職業安定所に連絡をし、受給した給付金の返還をすること。
 - ☑ 公共職業安定所からの就労現場や事業主などについての質問に誠実に真実を回答すること。
 - ☑ 働いていない場合は印紙を貼付してもらわないこと。働いた場合は受給の手続きをしないこと。
 - ☑ 病気、けが、妊娠や家族の看護・介護などのため就労できない場合は給付金を受給しないこと。
 - ☑ 上記の確認事項に変更があった場合は、速やかに公共職業安定所へ報告します。
 - ☑ 公共職業安定所が、日雇給付金の支給に関し必要な調査を行う際は協力し、公共職業安定所から求められた証明書類を速やかに提出すること。
 - ☑ 調査の結果、上記の確認内容と相違していることが確認された場合は、公共職業安定所長による処分を受け、受給した給付金の返還及び納付命令に基づく納付をすること。

上記の事項について、確認しました。

令和 年 月 日
品川公共職業安定所長 殿

被保険者氏名 _____ 印